広島県主要農作物等種子条例（仮称）素案

（目的）

第１条　この条例は、主要農作物等の種子の生産及び普及に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図り、もって本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

 (1)　主要農作物　稲、麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。）並びに大豆をいう。

 (2)　野菜等農作物　(1)を除く、野菜、花きその他の農作物をいう。

 (3)　奨励品種　県内における生産を普及すべきであると知事が決定した主要農作物の優良品種をいう。

 (4)　特定品種　本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める主要農作物及び野菜等農作物の品種をいう。

 (5)　一般種子　生産者が作物を生産するために用いる奨励品種の種子をいう。

（基本理念）

第３条　本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする。

２　県は、関係機関と連携し、酒米など各地域で従来から生産されている本県の特色ある農作物の種子の保存に努めるものとする。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、特定品種の種子を農業振興に有効に活用するものとし、特に奨励品種の種子については、安定供給及び品質の確保に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

（奨励品種の決定）

第５条　知事は、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図るため、奨励品種を決定するものとする。

２　知事は、前項の決定に当たっては、将来の需要を十分考慮し、品種選定に必要な調査等を行うものとする。

（種子生産団体の指定）

第６条　知事は、法人その他の団体であって、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、指定種子生産団体として指定する。

 (1)　奨励品種の種子に係る需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務

 (2)　奨励品種の種子の品質の確保及び安定的な種子の生産、供給並びに備蓄に関する業務

 (3)　前２号に掲げる業務に附帯する業務

 (4)　その他知事が定める業務

２　前項の規定による指定を受けようとするものは、知事に申請しなければならない。

（種子生産計画の策定）

第７条　知事は、優良な種子の安定供給を図るため、毎年度、奨励品種のうち県が供給を行う原種及び原原種並びに一般種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、生産計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

２　種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

 (1)　主要農作物の種子の需給の見通し

 (2)　主要農作物の種子の生産量

 (3)　前２号に掲げるもののほか、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項

３　知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（原種及び原原種の生産）

第８条　知事は、種子生産計画に基づき、原種及び原原種の生産を行うためのほ場を設置し、原種及び原原種を生産するものとする。

（一般種子生産ほ場の届出）

第９条　指定種子生産団体は、種子生産計画に基づき、一般種子を生産するほ場（以下「一般種子生産ほ場」という。）の設置に係る事項を知事に届け出るものとする。

（審査）

第10条　知事は、一般種子の品質を確保するため、指定種子生産団体からの請求に基づき、一般種子生産ほ場で生産される一般種子の品質に係る審査を行い、その結果を当該指定種子生産団体に通知するものとする。

（指導等）

第11条　知事は、一般種子を生産する者又は一般種子を生産する者に種子の生産を委託した者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導を行うものとする。

（特定品種の種子の保存）

第12条　知事は、特定品種の種子について、必要なときに活用することができるよう適切に保存するものとする。

（財政上の措置）

第13条　県は、特定品種の種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

（委任）

第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が県内における生産を普及すべき優良な品種と認めている品種については、第２条第３号に規定する奨励品種とみなす。

３　施行日前に知事が設置している原種及び原原種を生産するためのほ場については、第８条に規定する原種及び原原種の生産を行うためのほ場とみなす。

４　施行日前に知事に対してなされた一般種子を生産するほ場に係る審査の請求については、第10条の規定による審査の請求があったものとみなす。